

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	個人	① 条例の名称等	条例の名称、目的は趣旨が明確。 日本初セクハラ裁判の福岡県として評価されると思います。県レベルでは日本初とのこと、目的に合った条例にしていきたいと思います。	ご理解ありがとうございます。
		② 8条・9条	加害者（被申立人）を擁護するための条文となっています。被害者（申立人）にこそ、配慮が必要ではないでしょうか。 「被申立人の義務等」の条項が必要です。事実だけを述べる事、「そんなつもりでは」「指導だった」「合意だった」等の主観は意味がないこと、「はめられた」など申立人を中傷してはいけません。	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		③ 9条	1項、2項はいずれも代表者会議の議を経る必要はありません。 加害者の上司や社長の許可を必要とするセクハラ相談機関は機能しません。	代表者会議の議を経ることとしているのは、議長単独ではなく、県議会として認識を共有し、対応に取り組むためです。なお、代表者会議と議員との関係は、雇用関係や上司と部下の関係とは異なります。議会は、議員という、いわば個人事業主の集合体であり、しかも、主要会派の代表者や正副議長を構成員とし、それぞれの発言権は同一・公平ですから、加害者の立場に片寄り、擁護する判断を行うことはないと考えます。また、議事録が残りますので、その意見の妥当性は事後的に検証できます。
2	個人	① 4条	1項 選挙→選挙活動その他の政治活動等に追加修正してほしい。 選挙活動中だけでなく、議員としての活動中で起きるハラスメント全般に対応が必要だと思う。	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		② 4条	1項 希望するもの→想定される参加者などを追加できますか？ 広く県民が参加できるようであれば、広報誌などで知らせがあるとよいと思います。	想定される参加者を例示すると、かえって限定的に解釈されるおそれがあります。会場等の事情が許す限り、幅広く参加を認めることを想定しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
2	個人	③ 10条	3項 市町村議会議員の選挙→その他の議員活動等を追加修正してほしい。 選挙活動中だけでなく、議員としての活動中で起きるハラスメント全般に対応が必要だと思う。	市町村議会に関するハラスメントについては、今回の案では相談できるのは議員又は議会に限定しました。市町村議会の議員になろうとする方まで対象とすると、どれだけの件数の相談事案が発生するか想定が困難であり、相談員の委嘱等、体制の規模を決めることが困難になる等の実務的な問題があるからです。ある程度の期間、条例を運用した上で、対象者の見直しを検討することを予定しています。これと同様の趣旨から、市町村議会に関する相談も、当面、議会活動と選挙活動上のハラスメントに限定しているものです。
		④ 全体	この条例は広く県民に広報し、特に市町村議会で十分に浸透され、多様な立場の議員の活動が保障されることを希望します。	そのように努力してまいります。
3	個人	① 全体	福岡県議会が条例制定するのはありがたい話と感じている。 新聞記事を読み、同じ様な目にあっている議員もいるのかと感じていたから。	ご理解ありがとうございます。
		② 10条	市町村議会事務局の研修も必要である。 議会事務局長は議長に指摘すべきですが、それができない環境にあるから。	ご意見の趣旨を踏まえ、事務局職員も参加できる旨を明記しました。
4	個人	① 5条1項	1項の「弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者数名を相談員に委嘱する。」は、条例を実効性あるものにするために欠かせないものだと思います。 福岡県では、全国の自治体に先駆けて「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」や「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」などが制定され、県民の一人として、県の動きを注視しています。条例はいかに実効性があるかにかかっていますので、本条例が実効性のある条例として制定されることを切に望みます。	ご理解ありがとうございます。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別		該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
4	個人	②	5条2項	<p>2項の「福岡県議会事務局の職員の中から指定した者（以下「指定職員」と言う。）を相談員の補助業務に従事させるものとする。」は、職務上議員と日頃からの関係性が議員に優越的な関係が背景にある場合、指定された職員の負担が過大になることが考えられます。第三者機関から選任された者が補助業務に当たることが、条例の実効性を担保するものと思います。</p> <p>(上に同じ)</p>	<p>県議会議員が関わり、県議会としての対応その他議会運営にも多大な影響を及ぼすハラスメント事案の相談について、議会事務局が関わらず、外部の第三者が補助業務を行うことは現実的に困難です。議会運営に支障がないように実施する必要があり、議会内での事務や議員との連絡調整が必要となるからです。また、補助業務の執行に伴い発生する相談員報酬その他の所要経費の支弁や予算化等は、法律上、議会事務局でなければできません。したがって、仮に相談員の業務を職員以外の第三者（機関）が担当するとしても、結局、さらにその補助を事務局職員が担う必要があり、時間と経費が重複します。なお、指定職員の補助業務は取次や文書事務が主体で、関係する議員との折衝等は予定しておらず、議員との関係性に左右されるものではありません。また、補助業務を行わせる職員を、公務員の義務を十分理解し、かつ、対象議員との関係性が疑われない者に限定するために「職員の指定」を行うものです。なお、細則で規定することを予定していた事項ですが、事案に応じて、相談員が調査業務を（自己及び議会事務局以外の）第三者に委託できる旨を条例に明記しました。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
5	個人	① 2条	<p>定義において、議員・議会に特化しすぎている。</p> <p>セクハラは議員が受けるもののみではなく、議員から職員をはじめ地域住民が受ける場合もある。第1条で「日本国憲法が保障する個人の尊厳～（以下略）」と書いているのであれば、全てのパターンから守られる条例であるべきではないか。一方だけをまもる条例では「ハラスメントを根絶しよう」とはできないのではないだろうか。</p>	<p>ハラスメントが人権問題であることを明確にするため憲法の人権規定を引用していますが、今回の条例の目的は、基本的に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と同じであり、同法では議員から職員や住民に対するものは対象とされていません。また、議員又は議員になろうとする者に対するハラスメントとは異なり、議員から職員や住民に対するハラスメントは、基本的には当該議員個人の資質の問題です。議会の関与にはなじまず、本条例に定める相談体制や議会の対応では適切な解決が図れないと思われます。したがって、本条例とは別の仕組みや一般的なハラスメントの根絶を目的とする法律、条例等が必要となり、今後の課題であると考えます。</p>
		② 5条	<p>相談員は行政に対して意見をするので、第三者的機関であるべき。</p> <p>「弁護士や専門的な知識又は経験を有するもの数名」を相談員に委嘱とされているが、一般公募で住民も入れることにより、人権の意識も広まるのではないだろうか。専門的な知識が必要であるのは承知だが、選ぶ側の意思が働く恐れもある。</p>	<p>相談員は、外部の専門家に委嘱しますから、まさに「第三者」です。また、複数（5名程度以上）の選任を想定しており、相談事案の内容、困難の程度、相談者（申立人）の意向に応じて、一人で迅速に対応する、複数で（場合によっては会議体として）慎重に対応する等、様々な対応の仕方が必要になることも想定されます。したがって、一律に「第三者機関」を設置するのではなく、対応に当たった相談員の判断で柔軟な体制がとれるように細則（第12条等）で定めることが適切だと考えています。なお、一般公募の市民を入れたり、全ての相談に「第三者機関」で対応することにしますと、事務量も膨大なものになるおそれがあり、また、関与する者の数が多くなることでプライバシー漏洩のリスクが高くなりますから、相談者が相談をためらう原因にもなりかねません。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・ 団体の別	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
5	個人	③ 6条	<p>申立人だけでなく、被申立人の立場にも立った条文を。</p> <p>申立人だけでなく、被申立人にも守られるべき人権がある。一方だけを明記した条文で、公平性があるとは言えない。</p>	<p>当然のことですが、相談を受けた相談員は、事実確認として被申立人の説明、言い分を伺い、客観的調査も行います。また、第6条第2項で被申立人の名誉等への配慮も規定しています。</p>
		④ 全体	<p>議長に権限がありすぎるのでは。</p> <p>議長も1人の議員である以上、人権やハラスメント、男女共同参画についてその意味を十分理解し行動にあらわさないといけないが、その議長がもしハラスメントを犯した場合はどうなるのかが見えない。</p> <p>ハラスメントはそのつもりがなくても、受け取る側の感情・状況などによって違ってくる。</p> <p>軽はずみで発言したものがセクハラになってしまったことは多々あり、報道もなくなる。</p> <p>このような現状で、絶対ハラスメントしないというのは難しい。もちろん、しないように意識をしっかりと持つのが前提だが、条例を策定するのであれば、その点もしっかりと組み込むべきである。</p> <p>被害者がゼロになるための条例であれば、公平さをしっかりと保ってほしい。</p> <p>県の条例ができて、各市町村もそれにならっていくだろうから、なおさらのことである。</p>	<p>議長は議会を代表する立場で議会の責務、活動の主体となります。したがって、条例上「議長」を主語とする規定が多くなりますが、議員から選任された議長が恣意的な判断を行うことはできません。また、議長が当事者となった場合の対応については、第12条の細則で規定し、公表されますから、ご確認いただければ幸いです。</p>
6	個人	① 1条	<p>対象者の追記：議員若しくは議員になろうとする者に加えて、議会に関わる全ての者を広く追加すべき。</p> <p>すばらしい条例なので、間違っても隠ぺいや忖度が存在しないようにしたいものです。いくつもの事案が今も続いています。その対応をしっかりと学習し、過ちのない対応が出来るよう、条例を輝かせていただきたい。</p>	<p>条例案の規定で「議会に関わる者」の大半に関するハラスメントが対象となります。なお、議員から職員又は県民に対するハラスメントについては、No.5の①をご参照ください。</p> <p>しっかりと運用してまいります。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・ 団体の別	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	個人	② 5条1項	<p>相談員の委嘱について、より透明性中立性を担保するために、第三者委員会的なものにすべきと考える。(議長の委嘱では禍根を残す)</p> <p>(上に同じ)</p>	<p>相談員の委嘱を第三者委員会的なものが行うべきとのご意見ですが、県の機関ではない第三者が本条例の相談のような県の業務を分担処理する者を選任(任命)することは、地方自治法上認めておらず、他の法律上の根拠がなければ不可能です。なお、第三者機関が推薦する者を議長が任命する(その場合も推薦に拘束力は認められません。)という仕組みは可能ですが、その第三者機関の構成員には政治的な中立性が強く求められますから、誰が、どのように選任するのか、その公正な運営をどう担保するのか等、議員や議員になろうとする方の誰もが納得する制度とすることは極めて困難です。また、その一方で、議会事務局の事務負担と経費が大幅に増大します。議会運営の実情に照らし、議長が「隠蔽や忖度」を目的に恣意的な人選を行うことはありえませんし、客観的にも妥当な人選とするため、委嘱に当たっては、執行部や外部の専門家等から寄せられる推薦、様々な意見及び情報が考慮されることとなります。</p>
		③ 8条	<p>申立人の義務と同等に保護も謳うべき！つまりは被申立人に対する義務にもつながる。(被申立人の保護については2項に謳われている。)</p> <p>(上に同じ)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。</p>
7	個人	① 第2条	<p>定義第1項①②③④ について 政治活動におけるパワハラ、セクハラ行為が「相手方の政治活動等の環境を害するもの」とされ限定的である。ハラスメントを行ったもの、また「相手方」とされる対象も、県会議員や県会議員になろうとするものと限定的である。ハラスメント行為は広く「人権侵害」を対象とし、「相手方」も、広く自治体職員や取材記者を含め「県民」とすべきである。</p> <p>県民の政治活動は自由であり、広く保障されるべきもので、議員候補者に限定すべきではない。また、政治家によるパワハラ、セクハラは国会でも、昨今大問題となっており、広く「人権侵害」と捉えるべきである。したがって、県民はだれでも気軽に相談をすることができ、解決のプロセスも公平透明にしなければならない。政治や、政治家に対する不信を払拭し、県民の政治参加を促し、各種選挙の投票率向上や、子どもたちの主権者教育に利する条例制定を期待する。</p>	<p>No. 5の①をご参照ください。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
7	個人	② 第5条	相談体制について。相談を申し立てることができるものは「県議会議員又は県議会議員になろうとする者」に限定せず、「県民」とすべき。 (上に同じ)	No. 5の①をご参照ください。
		③ 第6条	相談事案への対応について。議長から独立した第三者委員会とし、結果について不服申し立てのできる仕組みにすべきである。 (上に同じ)	
8	個人	① 第5条第2項	「指定職員」が補助するとありますが、専門外のことを「指定職員」が担うのはよくないと思います。 相談員は被害当事者に寄り添って傾聴する専門職です。指揮命令系統のある議会事務局の「指定職員」ではなく、相談は第三者である相談員に任せた方がいいと思います。	指定職員が行う相談員の補助業務とは、具体的には相談員への相談の取次、面談の日時の調整、面談時や相談員による被申立人等に対する調査時の記録、照会文書の作成・送付その他の文書事務等を想定しており、ハラスメント事案に関する専門的な知識経験を有しない指定職員が相談への対応を直接行うことはありません。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・ 団体の別	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
8	個人	② 第6条 第1項	<p>相談員が調査の任務を行うことに反対します。 調査は、独立した第三者が行うべきです。</p> <p>相談業務に携わっている立場から理由を言います。 相談と調査は異なります。相談は当事者に寄り添い、当事者の心情、思い、痛みを傾聴します。調査は事実関係を調べるものです。相談員が事実を確認することに集中すると、相談は成り立ちません。</p>	<p>本条例の相談員は、（議会から）独立した第三者の弁護士等の専門家です。県議会の業務を行わせ、その報酬等を支払う関係で法律上及び実務的な制約から形式的に議長が委嘱することになります。議長に相談員の指揮命令権はありません。また、議長には予算執行権がないため、実は、報酬も知事の事務として支払われます。なお、ご意見提出者が携わっておられる相談業務は民間企業等における事案に関するものと推察しますが、本条例が創設する議会関係ハラスメントの相談体制では、ハラスメントの当事者の関係性が民間企業等の事案とは全く異なり、相談の目的にも違いがあると思われます。例えば、本県の性暴力根絶条例に基づく被害者の相談窓口では被害に関する「事実確認」は行わず、被害者の心身の回復支援に徹していますが、このような制度とは異なり、本条例が設置する相談窓口では、申立人と被申立人が新たな関係性の中でそれぞれ政治活動等を継続していくことが主目的であり、そのために申立人及び議会がどう対応すべきかに関する助言が求められます。したがって、相談員が正確な事実を把握することは必要不可欠です。なお、No. 4の②及びNo. 52の④もご参照ください。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
9	個人	① 第2条	<p>ハラスメントの構成要素としての・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為、1) 優越的な関係を背景、2) 必要かつ相当な範囲を超えて、3) 政治活動等の環境を害するとなつていますが、被害者へ精神的 若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害する面も加える必要があると考えます。</p> <p>・厚生労働省の定義においては ：職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為となつており、精神的・身体的苦痛に言及されている。 ・福岡県教育委員会のパワーハラスメント防止の手引きにおいては ：「職務に関する優越的な関係を背景 として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員に精神的 若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものとあり、人格若しくは尊厳を害することが含まれている。</p>	ご意見の趣旨も踏まえ、第2条第1項第4号の定義を見直しました。
		② 第2条第3項	<p>削除 本条例案では、代表者会議が第9条に規定されている防止措置に関する審議機関と位置付けられているが、代表者会議は2条第3項にあるように会派間の意見調整や議会運営に関する協議・調整を行う機関であつて、ハラスメント防止に関する専門性を有しているわけではなく、本条例において特別の役割を果たす機関として位置づけるのに馴染まない。</p> <p>代表者会議は2条第3項にあるように会派間の意見調整や議会運営に関する協議・調整を行う機関であつて、ハラスメント防止に関する専門性を有しているわけではなく、本条例において特別の役割を果たす機関として位置づけるのに馴染まないため、敢えて本項で定義をする必要がない。</p>	No. 1の③をご参照ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
9	個人	③ 追加（第3条の前に）	<p>議長の責務 「ハラスメントの防止及び根絶に努める、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じる」などといった内容からなる条文を加える必要がある。</p> <p>第3条に県議会等の責務が示されているが、議会の責任者である議長の責任をその前に明記すべきである。 第4条に研修の実施等の中に、研修実施と実態調査等について記載されているが、別途、議長の責務と題した条文を立てて、上記の内容を記載することで県議会のハラスメント防止における議長の責任をより明確に示すことが必要である。 四日市市、七戸町、川越市等の条例には含まれている。</p>	<p>県議会に関するハラスメント問題の解決は、議長だけではなく県議会全体の責任であり、県議会として根絶に取り組むことがこの条例の目的です。また、このため、第9条でハラスメント被害の防止措置について代表者会議の議を経ることとしており、ご意見のような議長の責務を殊更に規定することは、かえって、議長に「ハラスメントに対する措置」に関する専権があるような誤解を生じるおそれもあります。 (No. 52の②もご参照ください。)</p>
		④ 追加	<p>ハラスメントの存在が確認された場合には、行為の態様と行為者の氏名の公表を行う旨の条文が必要である。 「議長は、前条の規定により議員によるハラスメントがあったと確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。」（中間市、七戸町、川越市など）</p> <p>本条例案では、第9条の第2項に「第1項の勧告に応じないとなどやむを得ない場合に、代表者会議の議を経て、相談内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部または一部を公表することができる」とあるが、勧告は「その後のハラスメント行為の禁止」に関するものであって、既に確認されたハラスメント行為への措置についての公表に関するものではない。</p>	<p>No. 52の⑦をご参照ください。</p> <p>本条例の目的は確認されたハラスメントに対するペナルティを課すことではなく、申立人等の政治活動等の環境を改善するためハラスメントの再発を防止することにあります。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
9	個人	⑤ 第5条, 第6条, 第9条関連	<p>この3つの条で、相談体制の整備、相談事案への対応、防止措置等について触れられている。 これらについて、他の自治体の規程等のように「事実関係の把握等という条文：議長は、職員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに当該苦情に係る事実関係を把握し、及び今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。」とし、別途詳細に定める方法も考えられる。</p> <p>内容としては、(別途定める場合も条文として記載する場合についても)、 相談体制の整備→ハラスメント防止体制の構築 相談窓口：ハラスメント問題に詳しい弁護士、臨床心理士等の外部の専門家で構成する 男女同数とする、外部委託についても要検討。 被害者(申立人)からの相談を受けて話を聞き、議会が提供できる支援策(相談、調整、正式な調査など)を示して、本人の意向(話を聞いてもらうだけでよい、正規の調査をしてほしい、など)を確認の上、防止対策委員会に上げる ハラスメント防止対策委員会(仮称)：議長を委員長とし、ハラスメント問題に詳しい弁護士、臨床心理士等を構成員とする 相談窓口を経由して申し立てられた事案について、調査し、その結果に基づいた措置を講ずる 調査委員は、事案ごとに防止対策委員会委員から選任する 調査委員会からの結果を受けて、その後の措置について検討・実施する *相談担当者と調査担当者を分ける 相談担当者：被害者(申立人)に寄り添い、サポートする役割、調査担当者：事実確認 *相談後の対応について、直ちに事実確認に入るのではなく、被害者(申立人)の意向を確認・尊重する *調査結果を受けての措置の検討には、ハラスメント問題やその心身への影響等についての専門性が求められる。現行では、その役割を代表者会議が取るということになっているが、専門性という点で不適切。</p>	<p>本条例は、他の自治体の条例とは異なり、議長主導ではなく、外部(第三者)の専門家である弁護士等が主導する制度にしていることから案のような規定にしています。なお、相談の具体的な体制や進め方については、第12条等に基づく細則で規定することにしており、ご提案の趣旨や内容は、細則や本条例の運用を検討する際に参考にさせていただきます。</p>
		⑥ 第8条	<p>プライバシーの保護の条文に、申立人、被申立人の守秘義務を加えることを検討することとし、1項、2項ともの削除。 残す場合には、被申立人に対しても、守秘義務と申立人との直接的な接触の禁止等を加えるべきである。</p> <p>申立人のみに、被申立人の利益の不当な侵害の禁止を求めており、第2項では相談業務の終了や当該事案に関する申し立て内容の公表など、被申立人の不利益防止のために、一方的に申立人の義務が示されており、結果として相談へのハードルを高くしていることが危惧される。申し立てられたことを知った被申立人が、申立人に圧力を加えることも想定されることから、申立人、被申立人の責務として、守秘義務及び申し立て後の直接的な接触の禁止を挙げておくことが望ましい。 ちなみにこのような条文はいずれの自治体の条文にも含まれていない。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、規定を見直しました。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
9	個人	⑦ 第9条	<p>第1項について 議長は→防止対策委員会は、相談員、調査委員会からの報告を受けて、当該ハラスメントに関する措置を検討する。 第2項について 公表の条文に吸収。</p> <p>原案では、議長は代表者会議の議を経て措置を講ずることになっているが、代表者会議は、会派間の意見調整および議会運営上必要な事項に関する協議、調整を行う機関であって、ハラスメント問題に関する専門性を有しているわけではないので、その議を経て措置を講ずるのは不適切。 また、原案では、比較的軽微な事案対応のみが想定されている。ハラスメントは、刑法上の犯罪行為に当たるものまであらゆる事案が想定されるため、ここには具体的な措置の内容は記載しない方が望ましい。</p>	<p>第9条の規定は、「比較的軽微な事案対応」を想定しているのではなく、県議会として可能であり、かつ、必要な対応を規定しています。なお、例えば、犯罪行為にも該当しうるような事案には、県議会の対応とは別に相談員の助言を基に民事・刑事の訴訟による対応も想定されますが、それは本条例が定めるべきことではありません。また、ご意見の「防止対策委員会」がどのような組織を想定されているのか不明ですが、議会や地方公共団体の役割や権限を超えた「措置」を検討することは不適切であり、また、法律上の権限や根拠が不明の組織を県条例で創設することは困難です。</p>
		⑧ 追加	<p>プライバシーの保護として、職務として相談や調査等に関わった者、及び申立人、被申立人の守秘義務について定める必要がある。</p> <p>1 職務として相談や調査等に関わった者の守秘義務 2 申立人、被申立人の当該事案に関する相談開始後の直接的な接触の禁止と守秘義務</p> <p>原案では、申立人のみが相談に関する内容を公にしない(第8条)とされているが、被申立人が申立人を誹謗中傷する情報を拡散したり、申立人に直接接触して圧力をかけるようなことが想定されるため。 プライバシー保護については、注意義務、プライバシー保護という条文名で、他自治体条例の殆どに記載されている。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、第8条の規定を見直しました。</p>
		⑨ 追加	<p>議長が調査の対象となる時に備えて、条文として記載しておく必要がある。 「議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う」</p> <p>議長が調査の対象となる時に備えて、条文として記載しておく必要がある。 ・他自治体の例 中間市 東松山市</p>	<p>ハラスメント事案の当事者となったときに当該事案の対応に関する検討から除外する必要が生じるのは議長に限りません。また、例外的事例に関する事項まで条例本体で規定すると極めて複雑な条例になります。したがって、この様な事項は第12条等に基づき定める細則で規定する予定です。</p>
		⑩ 附則	<p>附則として見直し規定を入れる。 原案では()となっているが、()を外す。</p> <p>運用した結果、不都合が生じる可能性もあり、確実に見直しができるよう、見直し規定を入れておく必要がある。</p>	<p>附則に規定する事項はパブリックコメントの対象にしておらず、参考であることを示すために()を付けていましたが、見直し規定は置くことにしています。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
10	個人	① 第1条 第2条	議会関係におけるハラスメントは、議員と議会事務局を含む職員の間で起こる場合があり、議員が加害者になる場合があれば、議員が被害者になる場合もある。それを議会関係ハラスメントとして、目的や定義に入れる必要がある。 福岡県が議会ハラスメント条例を制定することは大変喜ばしいことだと思う反面、最初に造る条例をもとに他の都道府県が条例を制定する事が考えられるので、しっかりとした条例にしていただきたい。	No. 5の①をご参照ください。
		② 第5条	相談体制を福岡県議会の職員に補助業務をすることは述べられているが、相談員については弁護士だけでなく具体的な資格保持者、人数を明記することを要望する。また、議会事務局とは別に第3機関として常時相談できるものでなければ、被害を根絶することはできない。 (上に同じ)	相談員の数や有すべき資格（知識・経験等）については、相談事案の数、難易度や内容に応じて柔軟に設定する必要があります。そこで、これらは、第5条及び第12条等に基づき定める細則で規定することにしています。
		③ 第6条	相談員が、申立人に対し、被害防止措置が必要と認めるかどうかの判断が定められていない。 また、議長がハラスメントの申立人、あるいは被申立人の場合についての触れられていないので、その場合の対応について付記する必要がある。 (上に同じ)	申立人に対する被害の防止措置は、県議会が講ずることが可能であり、かつ、適切な場合と民事又は刑事等、県議会以外の措置に委ねるべき場合があります。前者については第3項に定めていますし、後者については県議会の関与になじまないため、第4項に基づき相談員が申立人に助言することになります。 議長が当事者となった場合については、No. 9の⑨をご参照ください。
		④ 第8条	相談内容について公にしなければならないとの義務があるが、被申立人についても同様の義務を課す必要がある。 (上に同じ)	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		⑤ 追加	ハラスメントを根絶する目的は、信頼される議会の実現だと考える。そのことも付記するよう要望する。 (上に同じ)	「信頼される議会」は、ハラスメントの根絶だけではなく、議会改革はじめ、様々な要請に応えることで実現すると理解しています。ひとつ、ひとつ、真摯に取り組んでまいります。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
11	個人	第5条、第6条	<p>相談員及び調査担当者の第三者性を確保する。 相談と調査の担当者を分ける。</p> <p>第三者性の確保や被害者支援という視点が欠けていて、このままでは被害者に寄り添った解決ができずに、ハラスメント被害者への配慮が不十分です。 ハラスメント被害者は、相談することを悩み、迷い、やっとの思いで相談します。被害者の安全・安心が守られなければ、真の支援はできません。そのために、相談員は県職員から全く切り離された第三者性が必要です。相談員は心に寄り添って傾聴ができる専門家であるべき。調査とは役割が異なります。</p>	<p>相談員は、外部の第三者たる専門家（弁護士等）です。また、指定職員は、あくまでも相談員の補助者であり、相談員の指示の下に事務を行うだけで相談員に影響を与えうる存在ではありません。なお、相談と調査の役割分担については、No. 52の④をご参照ください。また、細則で規定することを予定していた事項ですが、事案に応じて、相談員が調査業務を（自己及び議会事務局以外の）第三者に委託できる旨を条例に明記しました。</p>
12	個人	① 全体	<p>この条例案では議員だけが守られる規定しかなく、県民や職員が議員からハラスメントを受けた場合の条文も盛り込むべき。</p> <p>議員から、県民や職員がハラスメントにあっている事例があると聞いている。にもかかわらず、議員だけを対象とするのは不平等だと考える。</p>	<p>県民や職員が議員から受けるハラスメントについては、No. 5の①をご参照ください。</p>
		② 第5条	<p>ハラスメントの相談・調査・認定機関は、第三者機関を設置すべきである。また被申立人からの不服申し立ても盛り込むべきである。</p> <p>条例の実効性を担保するためには、相談・調査・認定機関は関係者とは独立した第三者機関とするべきである。また被申立人からの言い分を聞くことが適正な運営の確保になると考えるので、不服申し立てができないのは不平等だと思う。</p>	<p>「第三者機関」については、No. 5の②をご参照ください。また、被申立人の言い分(説明)は、事実関係の調査の中で当然何うことになりま。なお、ハラスメント該当の判断や議会の対応等の「結果」に対する不服申し立てについてはNo. 7の③をご参照ください。</p>
		③ 第8条	<p>被申立人への義務規定を盛り込むべきである。</p> <p>申立人だけに義務が課されているが、被申立人も同様の義務を負うべきと考える。被申立人に義務がないのは不平等である。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。</p>
13	団体	① 第6条	<p>相談体制はきちんとしてほしい。</p> <p>相談員は客観的に判断できる第三者機関にお願いしたい。</p>	<p>相談員は、外部の第三者たる専門家（弁護士等）ですから客観的な立場で判断をしていただけると考えています。</p>
14	団体	① 第1条	<p>議員から、職員、県民へのハラスメントも対象にすべき。</p>	<p>No. 5の①をご参照ください。</p>
		② 第5条	<p>相談体制について、第三者機関を設置して公平性を担保すべき。</p>	<p>No. 5の②をご参照ください。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
14	団体	③ 第6条	被申立人の申し立てができる規定（原文ママ）がないのは極めて不平等。被申立人の義務も明示すべき。	ご意見の趣旨が不明ですが、不服申立てについてはNo. 7の③を、被申立人の人権の保護についてはNo. 5の③をご参照ください。
15	団体	① 第2条	県民や職員へのハラスメントの条文がない。	No. 5の①をご参照ください。
		② 第5条	相談体制について、第三者機関を設置して公平性を担保すべき。	No. 5の②をご参照ください。
16	個人	① 第1条	議員のみが守られた条例案です。議員による職員、県民へのハラスメントがない。 元市議会議員です。私もハラスメント#meetooです。議員間では、この条例は規制がかかるでしょう。しかし、議員が職員や市民に対してハラスメントをしているのを見ってきましたが、それに対する条文がありません。特に、職員は議員に対してハラスメントをされても言いにくい立場です。	No. 5の①をご参照ください。
		② 第9条	第三者機関がない。 問題が発生した時、原因究明や再発防止策の検討等を取るときに第三者委員会でない と、公平さや迅速さが保たれません。	No. 5の②をご参照ください。
17	個人	① 追加（第3条）	議長の責務の追加 「ハラスメントの防止及び根絶に努め、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じる」などの条文を加える必要がある。 県議会議員等全般の責務だけでなく、議会の責任者である議長の責任を規定し、県議会のハラスメント防止における議長の責任を明確に示すことが必要である。	No. 9の③をご参照ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
17	個人	② 第2条第3項	<p>代表者会議の項は削除。代表者会議は会派間の意見調整や議会運営に関する協議・調整を行う機関であり、ハラスメント条例に入れるには妥当でない。</p> <p>代表者会議は「会派間の意見調整や議会運営に関する協議・調整を行う機関」であり、ハラスメント防止とは目的を異にするものである。会派間の意見調整等の理由でハラスメント被害が軽視される恐れもあり、実際にはそうならなくても疑われる懸念もあるため、ハラスメントと関係のない機関のままにする方がよい。</p>	<p>この条項は定義規定ですが、第9条でハラスメント被害への注意喚起、勧告又は事実の公表等の議会としての対応を決めるとき及びこの条例の細則を定めるときに「代表者会議の議を経る」ことを議長に求めています。前者は、議員の身分や議会運営に関わる重大事案であり、議長の専権で決めるべきではないこと、県議会のハラスメントの根絶は議長単独ではなく議会の責務であることから、議会の意思決定に関する最高機関である代表者会議の意見を聴く必要があるためです。代表者会議の設置目的と異なる事項を協議・調整するものではありません。また、後者は、議決対象である条例に準じた細則を議長が定めるにあたっては、議決と同様の意義を持つ代表者会議の合意を得ることが適切と考えたものです。なお、相談員がハラスメントの認定及びとるべき措置の意見具申を行いますから、会派の利害ではない合理的な理由がない限り、これを変更することは事実上できません(会議録が残ります。)</p>
		③ 第6条第4項	<p>削除、あるいは、申立人が被害防止措置を望まない場合でも相談できることを規定する項目を入れる。</p> <p>第6条3項において相談員の判断については述べられており、報告以外に相談員がすべきことについては、相談員の裁量や申立人の意向に委ねるべきである。被害を受けた申立人に「自ら取るべき措置・行動」についての条文が入ることは、ハラスメントを根絶するための条例に適合的と言えず、また敢えて4項が設けられることでそれに促されることも危惧される。</p>	<p>申立人の意向が尊重されるべきです。</p>
		④ 第8条	<p>義務については削除する。</p> <p>申立人に重い義務を課すものであり、公にできない期間の規定などもなく、ハラスメントの防止に関してマイナスに機能する恐れのある条文になっている。</p>	<p>関係者に平等に義務を課しました。</p>
18	個人	① 第6条1項	<p>相談を受ける者が調査を行うのは二次加害のおそれがあり事実関係を厳正に取り扱うことに困難を伴う。</p>	<p>No. 8の②をご参照ください。</p>
		② 第6条6項	<p>相談と調査の担当は職員になり、優位な立場にある議員に対して職務がしづらくなる。県や県議会から独立した第三者機関による調査体制が必要で、女性委員を半数以上にすべき。</p>	<p>相談と調査の担当は外部専門家の弁護士等であり、職員ではありません。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
19	個人	① 第5条	相談機関は専門職の独立した機関であることが最低条件 議会事務局の職員である指定職員では議員に対して立場が弱く、専門的知見にも問題がある。	No. 18の②をご参照ください。
		② 第9条	代表者会議の議を経る必要性が認められないし、代表者会議の役割である意見調整、協議、調整は、ハラスメントに関しては必要性がなく不適切である。	No. 17の②をご参照ください。
20	個人	① 第5条、第6条	「相談員」及び「指定職員」について、いずれも議長が委嘱、指定することになっているが、県や県議会から独立した中立的な第三者委員会とすべきである。 相談員・調査担当者の第三者性確保のため	No. 4の②及びNo. 5の②をご参照ください。
		② 第9条	注意、勧告、調査結果の公表等について、「議長」が代表者会議の議を経て行うこととなっているが、「議長は、第三者委員会の決定に基づいて防止措置を講ずる」とすべきである。 素案では議長・代表者会議の意向で調査開始や公表が決定されることになっており、政治的中立性が懸念される。	No. 17の②をご参照ください。
		③ その他	被申立人の報復行為を防止する措置他、申し立ての妨害とならないような措置についての条文追加が必要と思われる。 2年後の見直し規定の追加が求められる。 ハラスメント被害者への配慮が不十分であり、被害を受けながら申し立てを躊躇する事例が増えるのではないかと危惧される。実効ある条例とするために被害者が安心して申し立てを行える配慮が求められる。	第8条に申立人等への接触や威迫等を禁ずる旨規定しました。また、2年間程度の運用では見直しの要否が判断できませんので、3年後の見直しとしました。
21	個人	① 第6条	事実関係を調査するのは「相談員」と「指定職員」になっているが、議員や県職員と全く立場の違う第三者が担当するのがいいのではないか。	No. 4の②及びNo. 5の②をご参照ください。
		② 第6条	相談員の役割は相談者の申し立てを全面的に受け止め、相談者に寄りうことであり、調査員の役割は、事実関係を厳正に聞き取ることで、両者は役割が違うのだから分けた方がいいのではないか。	No. 8の②をご参照ください。
22	個人	① 全体	議員から県民や職員がハラスメントを受けたときの規定がなく不公平	No. 5の①をご参照ください。
		② 第6条	ハラスメントの相談、調査、認定は第三者機関でないと公平性に欠ける。 被申立人からの不服申し立てもできるようにしなければ不平等である。	No. 12の②をご参照ください。
		③ 第8条	申立人だけに義務が課されていて被申立人の義務がないのは不平等。	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
23	個人	① 第2条	第1項4号の「相手方に対する誹謗中傷～」について刑法で名誉毀損罪や侮辱罪があるのになぜこの規定が必要か不明。批判的言論の封殺につながるのではないか。	刑法の構成要件は満たしていても十分に人権侵害といえる名誉毀損的又は侮辱的な言動があり、これらも決して許されるものではありません。また、批判的言論の封殺と見做されないよう、「思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え」という要件を加えています。
		② 第8条	申立人に「申立てを行っていること」等を公にしてはならないとするのは、申立人の権利を制限することになる。	第8条は広く関係者に守秘を義務付ける規定としました。
		③ 第10条	県議会の議長が市町村議会の議長を超えて調査や助言ができる法的根拠が不明。市町村議会が持つ自律権を侵害すると考える。	市町村議会に関するハラスメント事案の解決は、その市町村議会が自律的に取り組むべき事柄です。しかし、ハラスメントは人権侵害の問題です。ハラスメント被害を受けておられる「県民」の人権を守ることは、関係する市町村議会だけの責務でなく、全ての県民、そして県議会の責務でもあります。そこで、市町村議会の自律性を尊重し、侵害しない範囲で県議会の責務を果たすため、必要最小限の県議会の取組を規定したものです。そこで、県が設ける相談窓口を、市町村議会又はその議員が希望される場合に活用していただけるようにしたのが第10条第3項ですが、この相談窓口は、あくまでも相談者の話を聞き、助言するだけで、関係する市町村議会に対し、何らかの対応を求めるなど、その市町村議会の運営に関与することは一切ありません。
24	個人		No. 22の意見と同一	
25	匿名	① 第2条	議員による職員や県民に対するハラスメントの規定がない。	No. 5の①をご参照ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
25	匿名	② 第3条	県民の責務の規定の必要性を感じない。	選挙に際し、議員になろうとしている方に対する住民からのハラスメントも多く存在することが確認されており、幅広く多様な人材の政治分野への進出を後押しするため議会関係ハラスメントを根絶することは議会のみならず県民全体の責務です。なにとぞ、ご理解をお願いいたします。
		③ 第4条	2項の実態調査やその結果を踏まえた県議会の取組の推進は議長ではなく第三者機関が行い、議長に必要な取組を助言するようにすべき。	議長がアンケート等の調査を第三者に委託することはあり得ますが、ご意見の内容は、実態調査の実施責任を含めた包括的な外部への委任及び県議会の取組という県又は議会が責任を負うべき事務を法律上の根拠なく外部に移譲することになり、地方自治法等の法令に違反することになると考えます。
		④ 第5条等	相談員も補助員も第三者機関が行うべき。 職員や県民が相談する窓口も必要 誰がハラスメントと認定するのか。被申立人に対する異議申し立ての場合も必要。審議会等を設置し、そこが審議すべき。透明性がない。	No. 4の②及びNo. 5の②をご参照ください。 No. 5の①をご参照ください。 裁判ではありませんから「認定」という言葉は必ずしも適切ではありませんが、ハラスメントか否かを事実上判断し、助言するのは相談員の役割です。
		⑤ 第8条	議長の権限が強すぎる。	No. 5の④をご参照ください。
		⑥ 第9条	議長の権限が強すぎる。代表者会議の議を経なければならない意義は何なのか。	No. 5の④をご参照ください。
		⑦ 第10条	1項の意味が不明。市町村議会における（県議会？）議長の権限はどこまであるのか？市町村議会にまで口を出すのは越権行為ではないか。	No. 23の③をご参照ください。
		26	個人	① 第5条
② 第8条	被申立人の義務も加えるべき			ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
③ 第9条	代表者会議の議を経ることとなり、少数会派の議員にとって相談しづらい制度設計になっている。			代表者会議の議を経ることとしているのは、議長が単独（専権）で決定することになるのを防ぎ、議会全体の立場から適切な判断とするためであり、会派の利益を守るためではありません。したがって、少数会派の議員にとって不利益になることはありません。
④ 全体	県民や職員が議員からハラスメントを受けた場合の条文も加えるべきである。			No. 5の①をご参照ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
27	匿名	① 第2条	議員から職員に対するハラスメントについても明記してはどうか。	No. 5の①をご参照ください。
		② 第5条	第1条の目的に合うように相談を行うことができる者に「議員によるハラスメントを受けた者」も加えてはどうか。	No. 5の①をご参照ください。
		③ 第6条	第2項は相談員及び指定職員の秘密厳守の規定となっているが、(代表者会議の構成員も含めた)関係者全員が秘密厳守を行う規定にしてはどうか。	本条本項は、特に申立人等の秘密に接する機会が多い者を対象に申立人等の不安を排除するため特記したものです(本規定違反は懲戒処分等の対象となります。)が、関係者全般の守秘義務は第8条に規定しました。
		④ 第7条	関係者の協力義務について、被申立人が協力しない場合は調査もできないため申立人が泣き寝入りすることにならないか。	法律上罰則付きで強制することは困難な事柄ですが、義務を条例で明記することは説得の根拠となります。
		⑤ 第9条	代表者会議にかける必要性があるのか。代表者会議のメンバーに被申立人が含まれる場合、協議の結果次第では、被害防止の措置ができない事態が発生しないのか。	No. 17の②をご参照ください。また、代表者会議のメンバーが被申立人になったときの取扱いについては、No. 9の⑨をご参照ください。
28	個人	① 第5条	常設の第三者機関を設けるべき	No. 5の②をご参照ください。
		② 第8条	被申立人の義務も加えるべき。	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		③ 第9条	被申立人に「注意喚起」だけでは再犯防止にならないのではないかと(厳重注意すべき)。また、代表者会議の議を経るのは少数会派の議員にとって相談しにくいのではないかと。	注意喚起、勧告、事実の公表の選択肢があります。また、少数会派については、No. 26の③をご参照ください。
29	個人	① 第1条	目的に憲法や政治分野における男女共同参画推進法を挙げている点は評価できるが、目的の内容は「ハラスメントを根絶した後の議会の有様、社会全体に及ぼす良的な効果でまとめるべきではないか。～ハラスメントの存在を確認し、そのことが阻んでいることを明確にし、(女性議員、多様性を含む方の議員希望者)様々な立場の県民の代表者が意見表明できる議会を目指すべきではないか」と思います。	まず、ハラスメントを根絶することが重要であり、そのことで、性別に関わりなく多様な人材が議会に進出できる環境が整います。そのような新しい議会で、どのような議会を目指すか、議論されることを期待しています。
		② 第5条	議会内だけの体制というものは往々にしてなれ合いや握り潰しのようなこともあるかもしれないため、調査相談に関しては第三者機関が必要ではないか。	No. 5の②及びNo. 8の②等をご参照ください。
30	個人		No. 22及びNo. 24と同一意見	
31	個人	① 第5条	委嘱人数は別に定められるのですか？構成員の役職は中立性を保つため色々な職種の方に委嘱されると思いますが、それはどこが決められるのですか？(委嘱は議長ですが選任は事務局でしょうか？)	いずれも第5条、第12条等に基づく細則で定めることとなります。なお、議会事務局が選任することはありません。
		② 第8条	公表の基準は議長判断で良いのでしょうか？自治体の公表のように客観的な公表基準を設けた方が良くと思います。	申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえることとしました。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
31	個人	③ 第9条	代表者会議を通す理由・必要性が分かりません。	No. 19の②をご参照ください。
		④ 全体	素晴らしい取り組みで県民として誇らしく思います。ただ気になったのが中立性の部分です。相談、研修は必須ですが、なぜ相談内容を代表者会議にかける必要があるのでしょうか？議員同士のハラスメントの場合、代表者会議を絡ませると圧力を感じて相談しづらくなるのではないかと懸念します。	No. 1の③及びNo. 52の⑥をご参照ください。
32	個人	① 第8条	申立人にだけ義務が課されており不平等 被申立人からの不服申し立てができず、不平等	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。 不服申立制度については、No. 7の③をご参照ください。
		② 第5条等	ハラスメントの相談、調査、認定は第三者機関が行うべき	No. 12の②をご参照ください。
		③ 目的等	議員から県民や職員へのハラスメントも根絶する条例であってほしい。	No. 5の①をご参照ください。
33	個人	第10条	県議会が主体的にアンケートなどによる聞き取り調査を行い、実態を把握するようにしていただきたい。また、「要望があったとき」だけにとどまらず、積極的に市町村議会に働きかけられるようにお願いします。議会関係者、職員や市民との関係においても、議長としてハラスメントの根絶のため、誰一人取り残さないようご尽力ください。	第4条第2項の調査において広く対象とすることを検討させていただきます。市町村議会との連携の下に、ご意見の趣旨を踏まえ、取り組んでまいります。
34	個人	① 第6条	相談員は相談に徹するべきで、「申立人取るべき措置、行動等についての助言」を求めるべきではない。	No. 8の②をご参照ください。
		② 同	相談員とは別に、調査の担当は県や県議会から独立した第三者委員会を設けるべき。また、「第三者委員会は、少なくとも3名以上の弁護士やハラスメントの専門家であつ、半数以上は女性で構成する」との規定を加えるべき。	No. 8の②をご参照ください。なお、相談員の構成等については、第12条等により定める細則で規定します。
		③ 第8条	「(申立人の)利益」より「人権」とすべき。また、申立人だけでなく、申立人・被申立人の権利と義務とすべき。	第8条は全体に見直しを行いました。なお、「人権」では概念が幅広くなりすぎ、防ぐべき事態が曖昧になるように思います。
		④ 同	「議長の許可なく」は威圧的で沈黙を強要する脅しに見える。	削除いたしました。
		⑤ 第9条	防止措置については「申立人の意向」も踏まえるべきである。また、「ハラスメントが確認され場合には当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じる」との規定を加えるべき。	申立人の意向は、相談員から報告されますが、ハラスメントの防止措置は、その必要性及び内容が客観的な判断に基づくものであることが必要と考えます。また、刑事罰以上のペナルティとなる可能性が高い「氏名の公表」については慎重な配慮が必要と考えます。
35	個人	① 第5条	ハラスメントの相談、調査、認定は第三者機関が行うべき	No. 12の②をご参照ください。
		② 第8条	申立人にだけ義務が課されてお、被申立人の義務がない。	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
36	個人		No. 22、No. 24及びNo. 30と同一意見	
37	個人	① 第5条	第三者委員会を設置し、「第三者委員会は、少なくとも3名以上の弁護士やハラスメントの専門家で、かつ、半数以上は女性で構成する」とすべき。	No. 5の②をご参照ください。
		② 第6条	相談員と事実関係の認定を行う調査員は役割が異なる。相談員は申し立てを受け止め寄りうことに専念し、調査員は事実関係を厳正に調査する必要がある。したがって、相談と調査は担当を分けた方が良い。 4項の「受けた相談が第3項の規定に該当しないときは、申立人に対し申立人自らがとるべき措置、行動等について助言する」との規定の意味が不明。事実認定できなかった理由をきちんと説明すれば良いので、「申立人に十分な説明を行う」とすべき。	No. 8の②をご参照ください。 第4項は、「県議会による被害防止措置が必要とは認められなかった場合」又は「相談員は必要性を認めたが申立人が望まなかった（助言だけもらえばよい等）場合」には、相談員が（県議会を通さず）直接申立人に助言をすることを規定しています。
		③ 第8条	被申立人の権利擁護に偏重している。「申立人の権利と義務」等に変更すべき。また、相談したことによる報復の防止についても加えるべき。	ご意見の趣旨も踏まえ、規定を見直しました。
		④ 第9条	第三者委員会の意見や報告を重視すべきであり、代表者会議での審議は不要（削除）。 規定内容を「議長は、第三者委員会の報告や意見及び申立人の意向を踏まえ、ハラスメントが起きていると判断できる場合は、被申立人に相応の処分等を行い、必要な被害防止措置を講ずるものとする。また、被申立人に対して、加害者プログラムに基づく研修を義務付けるものとする。」とすべき。	No. 1の③及びNo. 5の②をご参照ください。
38	個人	第8条	被申立人に対しても内容を公にしない（噂をふりまかない、相手方に接触しないも含め）義務が課されるべき。	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
39	個人	第12条	3年後に見直す旨の規定を加える。	附則にその旨を定めます。
40	個人	① 第2条	ハラスメントの定義に「精神的、身体的な苦痛を与え相手方の人格や尊厳を毀損する」等を加える。	No. 52の①をご参照ください。
		② 第5条	申立人や被申立人が県職員や議員である場合、相談と調査の担当者がその利害関係者となるため、独立した第三者委員会が必要。	今回の条例では県職員は（議員になろうとする者に該当しない限り）申立人になれません。相談に関わる議員（代表者会議のメンバー）等が利害関係者となる場合の取扱いは、第12条等に基づき定める細則に規定し、事案の対応から除外します。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
40	個人	③ 第6条	相談員が調査を行うと相談した被害者に疑義を挟むことになり二次被害の危険がある。	ハラスメント問題に経験豊富な弁護士等に、申立人に寄り添い、申立人が疑われていると感じられることのない相談対応をしていただきます。相談と調査の分離については、No. 8の②をご参照ください。
41	個人	① 第2条	「日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由に配慮してもなお一般に許容される限度を超え」るものでないとハラスメントにならないのは、加害者に対しあまりに甘い定義である。「あらゆる～を厳に禁止する」とすべき。	政治活動に対する監視や正当な批判を封じることが避けなければなりません。
		② 第3条	2項～4項は、いずれも努力義務ではなく積極的取り組みを示す文言に変更すべき。	第3項は、第1項及び第2項の場合とは異なり、「常に」と日常生活における言動も対象としているため、また、第4項は県民が対象であり、「積極的取組」まで求めるのは、やはり困難と考えます。
		③ 第4条	2項の「整理及び分析に努め」を「整理及び分析し」に、「必要な取組の推進に努めるものとする」を「必要な取組を推進するものとする」と変更し、努力義務ではなく積極的取組を示すべき。	本条の第1項は「義務」ですが、第2項に規定した事項は、求めている内容がいずれも抽象的なものであることから「努める」としたものです。
		④ 第5条	議会ハラスメントの当事者になり得る議長が委嘱する相談員では信頼が得られないので、議会関係者でない第三者の相談機関を設置すべき。 また、申立の取扱いに申立人が不服の場合や被申立人が申立てに反論や不服がある場合等、それぞれの不服を審査する機関の設置が必要。	議長が当事者となる場合に当該事案の対応から除外することは、第12条等に基づく細則で規定する予定です。また、相談員は、議会関係者ではない弁護士等の「第三者」です。 不服申立制度については、No. 7の③をご参照ください。
		⑤ 第8条	被申立人にも同じような義務を課すべき	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		⑥ 第9条	被申立人が勧告に応じないときは、同じ事案が2度と起きないように教訓化するために社会的批判の対象とすることが重要なので、「公表することができる」ではなく「公表する」とすべき。	刑事罰以上のペナルティとなる可能性が高い「氏名の公表」については慎重な配慮が必要と考えます。
		⑦ 全体	議員から職員又は県民等に対するハラスメントも目的や定義に加えるべき。	No. 5の①をご参照ください。
42	個人	① 第3条	「県民は本条例の趣旨の理解に努め」とあるが、県民に広く周知することを明記しないと協力のしようがないと思う。	貴重なご意見ありがとうございます。ご意見のとおりであり、「周知及び啓発」の規定を加えました。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
42	個人	② 第8条	何故申立人だけに義務があるのですか。「県議会議員になろうとする者」は、未だ議員になっていない、一県民です。被害にあい、既に傷ついている人でも相談しやすいように、救われるように、少しでもハードルを低くしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		③ 全体	全体的に議長の責任が大きく、又は（権限が）多く、内々に処理しようとしている印象がある。専門家などの第三者委員会の設置をすべき。	県議会全体で取り組むための条例であることから、その代表者である議長を主語とする規定が多くなっていますが、議長の権限が多いわけではなく、第三者の専門家（弁護士等）である相談員が主導する仕組みにしています。
43	個人	① 第6条	相談と調査の担当を分けるべき。	No. 11をご参照ください。
		② 第5条	相談員及び調査員担当者の第三者性を確保する。	No. 11をご参照ください。
		③ 第9条	加害行為に対する申立人の意向を尊重する必要がある、1項及び2項にその旨を明記するべき。	申立人の意向は、相談員から報告されます。また、ハラスメントの防止措置は、その必要性及び内容が客観的な判断に基づくものであることが必要と考えます。
44	個人	第8条	申立人だけではなく被申立人にも同様の義務を課すべき	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
45	個人	第5条	議員による職員及び県民に対するハラスメントについても相談できる旨の規定が必要。政治活動以外の場面においても議員及び議員になろうとする者に対するハラスメント防止のための条文も必要ではないか。	職員や県民に対するハラスメントについてはNo. 5の①をご参照ください。政治活動以外の場面でのハラスメントの禁止は、人権保護の問題として、議員及び議員になろうとする方に限らず国民全体の責務です。法律で規定すべき事項と考えます。
46	団体	① 第5条	県や県議会から独立した中立的な第三者委員会が必要で、第三者委員会は、少なくとも3人以上の弁護士やハラスメントの専門家であり、かつ半数以上は女性委員で構成されるべき。	No. 5の②をご参照ください。なお、相談員の構成については、ご意見の趣旨も踏まえ、第12条等の規定に基づく細則で定めます。
		② 第6条	相談と調査の担当を分けるべき	No. 11をご参照ください。
		③ 第9条	加害行為に対する防止措置には申立人の意向を尊重することを明記すべき	No. 43の③をご参照ください。
		④ 同	ハラスメントが確認された場合には、行為の態様と行為者の氏名の公表を行う旨を明記する。	刑事罰以上のペナルティとなる可能性が高い「氏名の公表」については慎重な配慮が必要と考えます。
47	個人	① 第5条等	相談員及び補助業務従事者は部外者とすべき。特に県職員である指定職員が相談、調査に当たるのは、議員や県職員が申立人の場合、利害関係者となるため、県や県議会から独立した中立的な第三者委員会による調査体制が必要である。	No. 4の②、No. 5の②及びNo. 40の②をご参照ください。
47	個人	② 第8条	申立人だけではなく被申立人にも同様の義務を課すべき	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
48	個人	① 第2条	「県議会議員になろうとする者」の定義に「福岡県内全ての地方議会議員になろうとする者」を加える。	県議会議員以外の県内地方議会の議員に関するハラスメントに関する取組は第10条に規定しています。ただし、地方議会議員になろうとする方に関しては、その対象者が膨大な数に上る可能性があり、相談をお受けすると県の相談体制で対応しきれなくなるおそれがあります。したがって、今回の条例では規定を見送り、将来的な課題としています。
		② 同	定義規定で「代表者会議」に触れる必要はない。	本条例では代表者会議にも役割を課していますから、定義は必要です。
		③ 第4条	「第6条で被申立人となった者には研修を義務付けるものとする」旨の規定とすべき。	研修は、全ての議員が対象となります。
		④ 第8条	申立人を保護し、相談しやすくする必要があり、削除すべき。	申立人に限らずハラスメント事案対応の関係者に等しく義務付ける規定に見直しました。
		⑤ 第9条	会派間の調整を目的とする「代表者会議」の話し合いを規定することは、申し立て内容を歪めることに繋がるので「代表者会議の議を経る」を削除すべき。	代表者会議は申立内容等に関する相談員の報告に基づき県議会として講じる防止措置について協議するものです。議事録も残り、申立内容を変更するようなことはあり得ません。なお、No. 17の②をご参照ください。
49	個人	第6条	相談員は被害者に寄り添って被害者が不利益とならないよう配慮する必要があり、調査は事実関係を調査するものだから相談と調査は担当を分けた方が良い。また、「申立人が求めるとき」となっているが、申立人の意向を踏まえること、その際、申立人に不利益が生じないように注意することが必要と思われる。	No. 52の④をご参照ください。なお、「申立人が求めるとき」の規定の運用に関するご意見は、参考とさせていただきます。
50	個人	第9条	代表者会議のメンバーはどのように選ばれるのですか。代表者会議に諮ることで県議会内に広く（相談内容が）周知される可能性があると考え、相談者にとってハードルになるのではないかと。また、ハラスメントに関する相談の取扱いや解決のためには専門的知識や配慮が欠かせないが、代表者会議のメンバーにそれが可能でしょうか。	代表者会議は、正副議長と5人以上の議員が所属する主要会派の代表者によって構成されています。なお、No. 52の⑥をご参照ください。
51	個人	第5条	ハラスメントの相談、認定は第三者機関が関わるようにした方が良い。	No. 5の②等をご参照ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
52	弁護士法人	① 第2条	ハラスメントの要件に「精神的若しくは身体的苦痛を与え、被害者の人格若しくは尊厳を害する」面を加えるべき。	第1項第4号に「精神的若しくは身体的苦痛を与え」を加えました。なお、「被害者の人格若しくは尊厳を害する」については、どのような言動が人格・尊厳を害するレベルのものかという循環論法に陥る危険性があるため、ハラスメントの要件というよりも効果（結果）として整理し、第3条第1項に規定しています。
		② 第3条	第1項は、婉曲すぎるので、端的に「ハラスメントの防止と根絶に努めなければならない」と規定すべき。	ハラスメントの防止と根絶に努めなければならないことは本条例の目的に掲げており、当然のことです。しかし、ハラスメント事案の難しさは、自らの言動がハラスメントになると自覚されていない場合が多いことにあり、単に「ハラスメントの禁止・根絶」という責務を課しても効果に乏しいと思われまます。そこで、「ハラスメントになる可能性」を常に意識していただくため、公職に要請されるより高い倫理基準（県民の視線）の自覚と行動規範を責務として規定することにしました。
			「議員は、当該議員によるハラスメントを疑われたときは自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない」との説明責任の規定を加えるべき。	「自ら疑惑の解明に当たる」ことを求めると申立人や証人との接触を誘発し、その根拠とされるおそれがあります。また、公選職である議員の「説明責任」は、ハラスメント問題だけではなく、常に求められています。したがって、条例案第7条で、より具体的に協力義務を課しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
52	弁護士法人	② つづき	「議長は、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速・適切に必要な措置をとる」旨の議長の責務を規定すべき。	県議会に関するハラスメント問題の解決は、議長だけではなく県議会全体の責任であり、県議会として根絶に取り組むことがこの条例の目的です。また、このため、第9条でハラスメント被害の防止措置について代表者会議の議を経ることとしており、ご意見のような議長の責務を殊更に規定することは、かえって、議長に「ハラスメントに対する措置」に関する専権があるような誤解を生じるおそれもあります。
		③ 第5条	議長の専権で相談員を選任する規定となっている点が問題。会派に都合の良い相談員を選んでしまう可能性がある。透明性の観点から「議会の承認を得る」とすべき。また、相談員は、ハラスメント問題に詳しい弁護士、臨床心理士等の外部の専門家で構成し、どちらかの性に偏らないようにすることが必要。	「議会の承認」を選任要件とする制度が有効性を有するのは議員の知識経験によって候補者の適性の有無が判断できる場合です。しかし、他のご意見でも指摘されているようにハラスメント問題やその専門家に関する知識経験を有する議員は多くはないのが現状です。また、相談事案がそれぞれ対応にどれだけの業務量を有するのか、どれだけの相談が寄せられるのかも予想できないことから、選任等には機動性が求められます。このため、条例の規定上の選任手続は簡略に見えますが、実際の選任は、議長の指示の下、事務局において様々な意見や情報を集め、候補者を選定し、各会派等の意見も伺った上で「議長の承認と責任」の下に行われます。なお、当然、相談員にはハラスメント問題に詳しい弁護士その他の外部の専門家を予定していますし、相談者の性別に関するご希望を踏まえたバランスのとれた選任を予定しています。また、本県議会の運営の実情として議長が特定会派の意向に沿った選任を行うことは考えられません。ご安心いただきたいと思います。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
52	弁護士法人	④ 第6条	<p>相談員が調査や事実認定を行うのではなく、分けるべき。具体的には、相談員とは別に調査委員会を設置して、次のように役割を定めるべき。</p> <p>相談員：被害者（申立人）からの相談を受けて話を聞き、議会が提供できる支援策（相談、調整、正式な調査など）を示して、本人の意向（話を聞いてもらうだけで良い。正規の調査をしてほしい。など）を確認の上、調査委員会に上げる。</p> <p>調査委員会：ハラスメント問題に詳しい弁護士、臨床心理士等の専門家で構成すること、男女同数とし、又は一方の性に偏らないように構成すべき。調査委員会は、相談窓口を経由して申し立てられた事案について調査し、その結果に基づいた措置を講ずる。また、担当する調査委員には、事案ごとに議会の承認を得て中立公正な委員を選任する。</p> <p>（細則をつくる。）調査委員会からの結果を受けて、その後の措置について検討・実施する。</p>	<p>具体的な相談業務のご提案ありがとうございます。相談員が、申立人に寄り添い、話を聞いて支援策に関する本人の意向を確認することは、条例が予定する相談業務の基本になります。一方で、アウトプットとしての助言や県議会としての「対応（第6条）」を適切かつ有効なものとするためには、「正確な事実」に基づくことが不可欠です。つまり「相談」と「調査」は不可分です。この「調査」は相手方や関係者への「照会」や「反論の求め」等を伴いますが、「疑われている」と誤解されないよう細心の注意が必要であり、ハラスメント問題に詳しい弁護士等のご支援が必要な部分です。なお、申立人の状況や個別事案の特性に応じ「調査は別の担当者又は委員会的な組織で行うことが適切」と相談員が判断された場合には、第6条第5項により、議長がそのような体制をつくることも可能としています。いずれにしても全ての事案においてご意見のような体制をとることは実務的にも困難ですし、関係者が増えるほどプライバシーの漏洩の危険性も高まります。したがって、事案に応じた体制のとり方は、枠組みを規定する条例本体ではなく、第5条や第12条で「別に定める」と規定している細則や運用に委ねることが適切と考えます。今後、これらを検討する際に、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。</p>
		⑤ 第8条	<p>申立人、被申立人双方に対しての守秘義務の規定とする。</p> <p>プライバシー保護のため、議員、職務として相談や調査等に携わった者の守秘義務並びに申立人、被申立人の当該事案に関する相談開始後の直接的な接触の禁止と守秘義務を規定すべき。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
52	弁護士法人	⑥ 第9条	「代表者会議の議を経る」を削除し、別途組織される調査委員会ないしハラスメント防止委員会等の意見を尊重しなければならない旨の規定とする。 (理由) 代表者会議は、ハラスメントの分野に専門性を有しているわけではない。したがって、①そもそもハラスメントに該当するのか、②該当するとして適切な防止措置がどのようなものなのか、③適切と考えられる防止措置を講じた場合に申立人に二次被害を与えるおそれがないのか、④逆に被申立人に過度の社会的制裁を与えることにならないのか等を検討する適性があるとは思えない。	「代表者会議の議を経る」ことを求めているのは他のご意見で危惧されている「議長の専権」で決定すべき問題ではないこと及び議会運営に多大な影響を及ぼす「県議会としての対応」の内容の選択には、議会運営に豊富な経験を有する代表者の意見が必要と考えたことによるものです。なお、ご意見の理由にある①から④までの点については、「相談員の報告又は意見」の重要な要素となり、議長はこれを踏まえる（尊重し、第6条第5項により求めた他の相談員等が別の意見を述べない限り、これに従うことになるものと考えます。）必要があります。「代表者会議の議」で検討対象となるのは、あくまでも「議会運営への影響」に関する点です。
		⑦ 新規	「議長は、議員によるハラスメントがあったと確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。ただし、申立人の意向を尊重する。」旨の規定を加えるべき。	刑事罰以上のペナルティとなる可能性が高い「氏名の公表」については慎重な配慮が必要と考えます。
		⑧ 新規	3年後の見直し規定及び議長が加害者とされた場合の代理規定を設けるべき。	見直し規定は附則に規定するのが法制上の慣例であり、パブリックコメントの素案には施行日、経過措置、見直し規定等の附則は付けておりませんが、このような新しい試みの条例ですから、3年後の見直しは予定していました。また、議長等が申立人や被申立人となった場合の代理や除斥に関する規定は第12条の細則で規定する予定でしたが、そのことを明確にする書きぶりに改めました。
53	個人	第5条	相談員とする弁護士については、弁護士にも政治的な指向や支持政党があると思うので、元裁判官に限るとしたり、過去の政治的発言をチェックしたり、弁護士の氏名を明らかにするなど、「中立性」を担保する規定を置くべき。	「中立性」は弁護士倫理として当然のことであり、現在の行動で評価すべき事柄です。過去の言動や経歴で差別的取り扱いをすることは適切ではないと考えます。
54	個人	① 第1条等	県民や職員が議員からハラスメントを受けた場合の規定も入れるべき。	No.5の①をご参照ください。
		② 第5条	第三者相談機関を設置するべき。	No.5の②をご参照ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
55	弁護士	① 第3条	端的に「ハラスメントの防止と根絶に努めなければならない」と規定すべき。	No. 52の②をご参照ください。
		② 第2条	定義は、「政治活動等の環境を害する」という効果ではなく、行為のみで限定する規定とすべき。効果で適用場面を限定すると、「害することにはならない」等の曖昧な評価で、実質的に有効な効果にならない(原文ママ)からである。	本条の定義は、ハラスメントに関する法令の定義に準じたものであり、法令も行為と効果の両面から定義しています。これは、被害者側の人権を守るために一定の言動を禁止する必要がある一方で、相手方の正当な事業活動や政治活動の自由を侵害することになってはならないという要請があるからです。勿論「政治活動等の環境を害する(程度の)ものではない」という言い逃れを許すものではなく、効果の判断は客観的かつ合理的に行われる必要があります。
		③ 第8条	守秘義務は被申立人にも課すべき	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		④ 第6条	申立人の代理人的「相談員」と事案を検証する「検証員」は分けるべき。(また)申立てがあった場合に、最終的な判断義務者(例えば、議長)を確定するスキームとし、最終的な判断は、この最終義務者が申立人に告げるようにすべきである。申立人に手続き案内をしながら事実認定をするのは困難であり、役割を分けるべき。素案の制度では、いわば相談員が、代理人、検察官、裁判官の3者の役割を全部こなすことになるが、そのような状況では実態把握が不可能である。	本条例の「相談」は、法務局の人権相談や弁護士相談に類似するサービスを提供することが基本であり、ハラスメント事案に対し裁判類似の対応をするものではありません。なお、No. 52の④をご参照ください。
		⑤ 第9条	ハラスメントの相談先が不明瞭。相談員はどのような組織で相談、調査を行うのか、はっきりと規定すべきである。	議会関係のハラスメント事案には様々なものがあり、柔軟な対応が必要です。したがって、具体的な対応は、第12条等の規定に基づく細則に定めることとしています。
56	個人	第3条	県民も傍観者とならないことが大切であり、県民の責務の規定に「～協力し、当該言動に遭遇した場合は、速やかに議会事務局に相談し適切な対応を行うよう努める」旨規定する。また、市民が被害にあうこともあり、市民からの申し立てや相談窓口も必要だと考えます。	傍観者とならないことは大事ですが、一方でハラスメント事案に関与することは、相手によっては危険性も伴います。したがって、一般県民に義務付けることは差し控えました。
57	団体	① 第5条	相談員は「ハラスメント事案や相談を取り扱ってきた市民団体からの推薦に基づいて」選任するよう規定すべき。	相談員の選任は公正中立に行う必要がありますが、特定の市民団体の推薦を要件としますと、その団体が公正中立な団体か否かを事前に認定する必要が生じます。しかし、これは、市民活動の自由への議会の関与になるおそれがあります。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
57	団体	② 第6条	第1項を「第5条第3項の規定による相談を受けた相談員は、調査員と情報共有し、調査員は被申立人に訴えがあったことを告げ、事実と認め陳謝と和解の意思があるかを尋ねる。被申立人が事実を認め、陳謝と和解の意思があると表明した場合、申立人の希望にて、対面又は書面での陳謝を行う。申立人が和解を受け入れた場合は相談終了とし、議長報告する。一両日中に和解が成立しないときは、通常の実事認定に移り、相談員は調停員（原文ママ）とともに当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人及び被申立人その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。調査の際は二次被害に気を付け、人的関係を壊さないよう留意する。この段階で、被申立人の申立人への理解が進み、陳謝等による和解が可能な場合は和解を計らう。」と規定する。	詳細な手続きのご提案ありがとうございます。相談事案への具体的な対応については、第12条等の規定に基づく細則に定めることとしています。ご意見は、細則や本条例の運用について検討する際に参考とさせていただきます。
		③ 第6条	2項の「指定職員」を「調査員」に変える。	相談と調査の分離については、No. 11等をご参照ください。
			3項を「相談員は、第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し県議会による被害防止措置が必要と認める場合及び申立人が求めるときは、議長にその旨を要請する。議長が要請を断るときは議会で審議する。なお、議長が被申立人の場合は、代表者会議が代行する。」とする。	ご意見のような規定では、議長に専権を与え、議会審議によってハラスメント事案の秘密事項が公になる等、適切ではない事態となるおそれがあります。
			4項を「相談員と調査員は、和解が成立せず、受けた相談が第3項の規定に該当しないときは、申立人に対し、十分な説明を行う。」とする。	相談員は助言を行う立場であり、「和解」は当事者同士の責任で行うべきものです。
			6項の「中立かつ公平に」を「申立人に寄り添って」に変える。	県議会の立場は中立・公平であるべきと考えます。
④ 第8条	見出しを「申立人の権利と義務」とし、第1項に「申立人は議長に申し出て、別の相談員や調査員に代えることができる。」旨を加え、「公にしてはならない」を「みだりに公にしてはならない。ただし、申立人は、同僚や党、組合、支援団体に相談したり、運動を起こすことはできる」とする。 第2項の「議長の許可なく」を「同僚や党、組合ね支援団体との相談の範囲を超えて」に代える。	第8条は、他のご意見を踏まえてハラスメント事案関係者が等しく義務を負う規定に見直しました。		
⑤ 第9条	第1項を「議長は、申立人の意向と相談員の報告又は意見を踏まえ、ハラスメントが起きていると判断できるときは、被申立人に相応の処分を行い、申立人の原状回復を図る等必要な被害防止措置を講ずるものとする。和解が成立しているときは、申立人の希望を踏まえ処分を考慮する。議長は、ハラスメントが立証されていなくても、被申立人に必要な研修を受けるように命令する。そのため当該研修は、相談開始時から受講できるものとする。」に変える。 第2項の「代表者会議の議を経て」を削り、「公表することができる」を「公表しなくてはならない」に変える。	ハラスメントの専門家ではない議長がハラスメントの有無を認定することは不適切です。また、議長が被申立人に対する処分を行うことは、法令に違反します。 No. 48の⑤やNo. 52の⑦等をご参照ください。		

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
		⑥ 第10条	第10条を高く評価する。ただし、「指定職員」を「調査員」に変えるべき。	ありがとうございます。なお、調査員については、第6条で事案に応じて相談員が調査を他の専門家に委託できることを明記しましたので、市町村議会の事案についても同様の対応になります。
58	個人	① 第5条	調査担当の議長が関与しない第三者委員会が必要。少なくとも3名以上のハラスメントの専門家であり、かつ、半数以上は女性にすべき。	No. 46の①等をご参照ください。
		② 第6条	相談員が調査に関わるのは不適切であり、第三者調査委員会を設置すべき。 第3項は、「相談員が認める場合において」を削り、加害行為に対する措置については申立人の意向を尊重する文言に変える。	No. 46の①等をご参照ください。 県議会及び相談員には中立・公平さが求められます。
		③ 第9条	加害行為に対する措置については申立人の意向を尊重する必要がある。このため、第1項の「相談員の報告又は意見を踏まえ」を「申立人の意向を踏まえ」とし、2項にも「申立人の意向を踏まえ」を加える。	県議会及び相談員には中立・公平さが求められます。
		④ 新規	ハラスメントが確認された場合は、行為の態様と行為者の氏名の公表を行う旨の条文を加えるべき。	No. 46の④をご参照ください。
		⑤ 新規	相談や調査を安全な場とし、申立人のプライバシーを保護するため、職務として相談や調査等に関わった者、申立人、被申立人の守秘義務の規定を加え、被申立人による当該事案に関する相談開始後の直接的な接触の禁止と守秘義務を規定すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、第8条の規定を見直しました。
59	弁護士		No. 52の意見とほぼ同じ。	
60	個人	① 第1条等	議員による県民や職員へのハラスメントも根絶する旨明記し、第5条や第6条の相談体制も議員からハラスメントを受けた議員以外の人も相談しやすい相談体制にしてほしい。	No. 5の①等をご参照ください。
		② 第8条	被申立人の義務も書いてほしい。	記載しました。
		③ 全体	相談、調査（の担当）が議会事務局におかれているため相談しにくいと思う。独立した第三者機関を設置してほしい。	No. 5の②及びNo. 6の①をご参照ください。
61	個人		No. 22等とほぼ同じ	
62	個人		No. 22及びNo. 58にほぼ同じ	
63	団体	①	パブリックコメントの期間が短い。1か月程度に延長し、条例案を新聞紙上で公開し、意見を公募してはどうか。	パブリックコメントは通常の期間及び方法といたしました。
		②	代表者会議4人以下の会派や無所属の議員の権利を否定している。少数意見を尊重すべきであり、少数会派も会派代表者と認め、無所属議員はオブザーバーとされたい。	No. 26の③をご参照ください。本条例で代表者会議が果たすべき役割は、会派の「権利」とは無縁のものです。多くの議員がハラスメント事案に関わりますと、プライバシーその他の秘密が保持できません。
		③	運営や判断権限が議長に集中している。議会から独立した第三者機関を設置して、その代表と連携して決定することにしてはどうか。	本条例では、議会と議会の代表者たる議長に権限よりも責務を課しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
		④	国会、県議会、市町村議会というヒエラルキーが現存しており、第10条によるハラスメントの正論で市町村議会の独自性、主体性が侵害されることが危惧される。	ご意見の趣旨が不明ですが、No. 23の③をご参照ください。
64	町会議員		威圧的な言動は町議会の議会中日常的に見かけ、質問権を奪うかのような行為も見られた。是非ともこの条例を成立させてほしい。	ご理解ありがとうございます。
65	市会議員	① 第2条	議員によるハラスメントを明確に規定すべき。また、ハラスメントの範囲を「政治活動等の環境を害するもの」に限定する必要があるのか。	ハラスメントには様々な態様があり、個別事案ごとに判断する必要があります。明確かつ限定的に定義することは困難ですし、適切でもないと考えます。また、政治活動等に関するハラスメントに限定しているのは、本条例の目的及び法令との関係によるものです。
		② 第4条	助言等も含め、第三者機関が必要ではないか。	第4条における第三者機関の役割の趣旨が不明です。
		③ 第5条	県民や職員等も含めて第三者機関に相談できるようにすべきではないか。	No. 5の①等をご参照ください。
		④ 第6条	第三者機関を設置し、被申立人に対してもっと踏み込んだ対応を規定できないか。	No. 58の②等をご参照ください。
		⑤ 第8条	見出しを「プライバシーの保護」とし、申立人、被申立人及び議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」としてはどうか。また、第三者機関を設置して対応すべきではないか。	第8条は、幅広く関係者に守秘義務等の責務を課す規定に見直しました。
		⑥ 第9条	議長も被申立人になりうることから、議長（議会）とは独立した一定の権限を持った第三者機関を設置して対処すべきではないか。また、「代表者会議の議を経て」は不要ではないか。	No. 41の④及びNo. 17の②等をご参照ください。
66	個人	① 第5条	相談体制がどのようなものになるのか明確でない。「別に定めるところにより」を条例の中に明記すべき。 例えば申立人が議員や職員の場合、県職員でもある議会事務局の職員が「指定職員」として相談、調査に当たるのは不適切だと思うので、部外者、第三者組織とするべき。	全国でも初の試みであり、相談されるハラスメント事案にも様々なものがあると考えられます。したがって、事案の特性や困難性、対応に求められる迅速性等の程度に応じて柔軟に対応する必要がありますので、相談の手続き等は、条例本体ではなく第12条等に基づき細則で定めることにしています。なお、その目的から当然のことですが、この細則は公表いたします。 議会事務局の指定職員の役割等については、No. 8の①をご参照ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
		② 第2条	<p>重大な慢性疾患（透析等）を持っている方が、そのことを選挙区で公表され、立候補できなくなった例がある。持病があっても病気を得ても政治活動を続けたい人は多いと思うが、私的な身体に関する事情という点で第3項の「妊娠、出産」と同様であり、新たな項を立てて、そのようなプライベートな事情を公表されることがハラスメントになることを明確にしてほしい。</p> <p>4号には「事実と反する」と規定されているが、「事実」であっても政治活動等の環境を害することに繋がることは許されないと考える。議員、議員になろうとする者の家族の事や本人の結婚・離婚歴など私的な情報を公にすることも政治活動等の環境を害することに繋がります。こうした事実であっても私的なことは扱わないよう明文化すべきです。</p>	<p>ハラスメントの定義は関係法令に準じたものです。具体的な事例はご意見のようなもののほか、様々なものがあると考えますので、研修等を通じて周知することとしたいと思います。</p> <p>第4号の「事実と反する」は「風説の流布」にかかっています。ご意見で挙げられている事例は、「その他の嫌がらせとなる言動」に該当し、その内容が事実でも、嫌がらせを目的とするものであることが客観的に認定できれば「ハラスメント」となります。</p>
		③ 第8条	<p>被申立人も公にしてはならないのではないか。</p> <p>被申立人の権利として不服申し立ての条文を入れるべき。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。</p> <p>不服申し立て制度については、No.7の③をご参照ください。</p>
		④ 第10条	<p>第1項及び第2項は努力義務ではなく、「支援する」、「実施する」としていただきたい。</p> <p>市町村（議員）からの相談事案について、県職員が関わらない第三者機関にしたい。</p>	<p>市町村議会の任意のご意思に基づく連携の取組となりますので、この様な規定としています。なお、第1項は努力義務ではありません。</p> <p>ご相談しやすい体制で運用したいと思います。</p>